令和5年10月1日から
証明書発行手数料
学校施設使用料 の
支払方法が変わります！

施設窓口でのお支払い

現金のみお支払いが可能です。
証明書の発行や施設の貸出は
申請やお支払いが完了し次第行います。

オンライン申請によるお支払い

申請からお支払いまでスマホで完結！
クレジットカードのお支払いが可能です。
受付窓口に行くことなく、「いつでも」、
「どこから」でもお手続きいただけます。

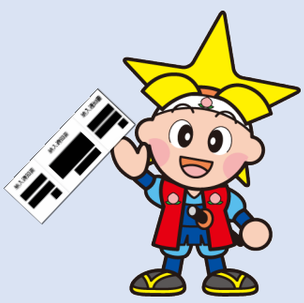

納入通知書でお支払い

受付窓口からお送りする納入通知書を、
金融機関でお支払いいただけます。

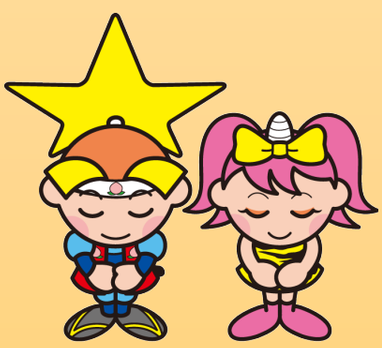

その他の方法

・一部の県立学校事務室では、
　クレジットカードや電子マネー、
　コード決済が利用可能です。
・お支払いのみ県民局・地域事務所の
　ＰＯＳレジを使用することも可能です。
・遠方の方は現金書留等も利用可能です。

詳しくは　利用する学校事務室へお問い合わせください。